



ESG/サステナビリティ関連法務ニュースレター

関連法務トピックス(2024年1月)

— 欧州サステナビリティ報告基準(ESRS) —

January 2024

In brief

近時、日本を含む世界各国において、ESG/サステナビリティに関する議論が活発化する中、各国政府や関係諸機関において、ESG/サステナビリティに関連する法規制やソフト・ローの制定または制定の準備が急速に進められています。企業をはじめ様々なステークホルダーにおいてこのような法規制やソフト・ロー(さらにはソフト・ローに至らない議論の状況を含みます。)をタイムリーに把握し、理解しておくことは、サステナビリティ経営を実現するために必要不可欠であるといえます。当法人の ESG/サステナビリティ関連法務ニュースレターでは、このようなサステナビリティ経営の実現に資するべく、ESG/サステナビリティに関連する最新の法務上のトピックスをタイムリーに取り上げ、その内容の要点を簡潔に説明して参ります。

今回は、欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)についてご紹介します。

In detail

1. 概要

EUにおける非財務情報開示指令(Non-Financial Reporting Directive、以下「**NFRD**」といいます。)に基づく既存の規制を、開示義務の強化及び適用企業の範囲拡大の点において強化するものとして、企業サステナビリティ報告指令(Corporate Sustainability Reporting Directive、以下「**CSRD**」といいます。)が 2023年1月5日から発効しており、加盟国は、発効から18か月以内に国内法化することを義務付けられています。CSRDは、サステナビリティ事項の報告に関する制度的な枠組みを定めるものであり、その具体的な報告項目や内容については、欧州サステナビリティ報告基準(European Sustainability Reporting Standards、以下「**ESRS**」といいます。)において定められるものとされています。欧州委員会は、2023年7月31日、委任法としてESRSの最終版を採択し、欧州議会及び欧州理事会による2か月の精査期間を経て確定しました。ESRSは、2024年1月1日から適用が開始されます。本稿では、CSRDの概要を振り返るとともにESRSの概要を紹介します。

2. CSRDの適用対象

CSRDの適用対象となる企業¹について、2023年12月21日、欧州委員会は、現下のインフレーションへの対応として、CSRDの適用対象を定める閾値のうちEU域内企業に関する総資産残高及び総売上高を従来の数値から25%引き上げる委員会委任指令を官報公示しました。同指令は同月施行されており²、E

¹ CSRDの概要、適用開始時期、報告対象となる内容等については、ESG/サステナビリティ関連法務ニュースレター(2023年2月)EU企業サステナビリティ報告指令(CSRD)の概要と日本企業への影響(<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/legal-news/legal-20230224.html>)をご参照ください。

² Commission Delegated Directive (EU) 2023/2775 of 17 October 2023 (https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:L_202302775)

U加盟国は遅くとも2024年12月24日までに同指令を国内法化する措置をとることが求められます。委員会委任指令による改正を踏まえたCSRDの適用対象となる企業は、下記の【表1】のとおりです。

なお、①親会社の連結マネジメントレポートに含まれる子会社は、報告義務を免除される点、②EU域外企業がCSRDの適用を受ける場合、サステナビリティ情報(グループレベル)の報告主体は、EU域内の子会社又は支店となるもののEU域外企業である親会社が、EUのサステナビリティ報告基準又はこれと同等の基準に従って、グループレベルでサステナビリティ情報を報告している場合、EU域内の子会社は報告義務を免除される点(CSRD Article 1(4))は従前の通りです。

【表1】

NFRD	CSRD
従業員 500 名以上の 上場企業等	<p>EU 域内企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大企業及び上場企業³(零細企業を除く) 大企業—以下のうち、2つ以上の要件を満たす企業 <ul style="list-style-type: none"> (a) 総資産残高 2,500 万ユーロ超 (b) 純売上高 5,000 万ユーロ超 (c) 従業員数 250 名超 ・ large group の親会社 large group—連結ベースで、以下のうち 2 つ以上の要件を満たすグループ <ul style="list-style-type: none"> (a) 総資産残高 2,500 万ユーロ超 (b) 純売上高 5,000 万ユーロ超 (c) 従業員数 250 名超
	<p>EU 域外企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場企業(零細企業を除く) ・ 以下の要件を満たす企業 <ul style="list-style-type: none"> (a) EU 域内における純売上高が、直前の 2 会計年度で継続して 1 億 5,000 万ユーロ超 (b) EU 域内に以下の子会社又は支店を有する企業 <ul style="list-style-type: none"> (i) 子会社: 大企業又は上場企業(零細企業を除く) (ii) 支店: 純売上高が 4,000 万ユーロ超

3. ESRS の概要

CSRD の具体的な報告項目や内容を定める ESRS は、一般的な要件及び開示項目を扱う ESRS1 及び ESRS2 並びに環境に関する基準である ESRS E1 ないし 5、社会に関する基準である ESRS S1 ないし 4 及びガバナンスに関する基準である ESRS G から構成されています⁴。CSRD の適用を受ける企業は、ESRS1 が定める一般的な基準に基づき、ESRS2 が定める全般的な事項を開示することが義務付けられます。この ESRS2 の開示については、重要性の評価の結果に拘わらず行うこととなります。これに対して、環境・社会・ガバナンスの個別のトピックごとの各分野(ESRS E、ESRS S 及び ESRS G)については、①企業活動が社会及び環境に与えるインパクト及び②サステナビリティ関連事項が企業に与える影響の双方(いわゆるダブル・マテリアリティ)から重要性を判断し、自社に関連する情報についてのみ開示を行うことで足りることとされています。もっとも、このダブル・マテリアリティの分析に当たっては、外部の監査人又は監査法人による第三者保証が必要とされることが及び気候変動に関する重要性の分析(ESRS E1)について開示が不要と判断する場合にはその背景の詳細な説明が求められることに留意が必要となります。

³ 1つ以上のEU規制市場に上場している企業をいいます(以下同じ)。

⁴ 附属書 1 (Annex 1) (https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:a17f44bd-2f9c-11ee-9e98-01aa75ed71a1.0008.02/DOC_2&format=PDF) 参照。また、これらに加えて、今後、セクター別の基準、中小企業向けの開示基準及びEU域外企業向けの開示基準も策定されるものとされており、最終的には2024年6月までに報告基準が確定する予定です(CSRD Article 1(8)及び(14))。

ESRSに基づく報告内容の項目は下記の【表 2】のとおりです。ESRS の附属書 1(Annex1)において、これらの項目について、開示の目的と内容が定められているほか、詳細なガイダンス及び記載例等が掲載されています。また、2023年7月31日付でESRSに関するQ&A⁵も公表されています。

【表 2】

	分類	項目	
全般的な基準	ESRS 1(一般的要件)	<ul style="list-style-type: none"> ESRS 基準のカテゴリー、報告領域、および起草規則 (Categories of ESRS Standards, reporting areas and drafting conventions) 情報の質的特性 (Qualitative characteristics of information) 持続可能性情報開示の基礎となるダブル・マテリアリティ (Double materiality as the basis for sustainability disclosures) デュー・ディリジェンス (Due diligence) バリューチェーン (Value chain) 時間的視点 (Time horizons) 持続可能性情報の作成と提示 (Preparation and presentation of sustainability information) 持続可能性ステートメントの構造 (Structure of sustainability statement) 企業報告の他の部分や関連情報との連携 (Linkages with other parts of corporate reporting and connected information) 移行措置 (Transitional provisions) 	
	ESRS 2(一般的開示)	<ul style="list-style-type: none"> 作成の基準 (Basis for preparation) ガバナンス (Governance) 戦略 (Strategy) 影響、リスク、機会の管理 (Impact, risk and opportunity management) 指標及び目標 (Metrics and targets) 	
	トピック	サブトピック	サブ・サブトピック
環境	ESRS E1(気候変動)	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動適応 (Climate change adaptation) 気候変動緩和 (Climate change mitigation) エネルギー (Energy) 	
	ESRS E2(汚染)	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染 (Pollution of air) 水質汚染 (Pollution of water) 土壌汚染 (Pollution of soil) 生物や食料資源の汚染 (Pollution of living organisms and food resources) 懸念される物質 (Substances of concern) 	

⁵ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_23_4043

	分類	項目	
		<ul style="list-style-type: none"> 非常に懸念される物質 (Substances of very high concern) マイクロプラスチック (Microplastics) 	
	ESRS E3 (水及び海洋資源)	<ul style="list-style-type: none"> 水 (Water) 海洋資源 (Marine resources) 	<ul style="list-style-type: none"> 水消費 (Water consumption) 取水 (Water withdrawals) 排水 (Water discharges) 海洋への排水 (Water discharges in the oceans) 海洋資源の採取と利用 (Extraction and use of marine resources)
	ESRS E4 (生物多様性及び生態系)	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の喪失に直接的に影響を与える要因 (Direct impact drivers of biodiversity loss) 	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動 (Climate Change) 土地利用の変化、淡水利用の変化、海洋利用の変化 (Land-use change, fresh water-use change and sea-use change) 直接的な搾取 (Direct exploitation) 外来種の侵入 (Invasive alien species) 汚染 (Pollution) その他 (Others)
		<ul style="list-style-type: none"> 種の生存状況に対する影響 (Impacts on the state of species) 	<ul style="list-style-type: none"> 例 種の個体数 (Species population size) 種の絶滅リスク (Species global extinction risk)
		<ul style="list-style-type: none"> 生態系の広がりと状態に及ぼす影響 (Impacts on the extent and condition of ecosystems) 	<ul style="list-style-type: none"> 例 土地の劣化 (Land degradation) 砂漠化 (Desertification) 土壌封鎖 (Soil sealing)
		<ul style="list-style-type: none"> 生態系サービスへの影響と依存性 (Impacts and dependencies on ecosystem services) 	
	ESRS E5 (資源利用及びサーキュラーエコノミー)	<ul style="list-style-type: none"> 資源利用を含む資源の流入 (Resources inflows, including resource use) 製品やサービスに関連する資源の流出 (Resource outflows related to products and services) 廃棄物 (Waste) 	
社	ESRS	<ul style="list-style-type: none"> 労働条件 (Working conditions) 	<ul style="list-style-type: none"> 安定した雇用 (Secure employment)

	分類	項目	
会	S1 (自社の従業員)	<ul style="list-style-type: none"> 労働時間 (Working time) 適正な賃金 (Adequate wages) 社会的対話 (Social dialogue) 組合の自由、労働者代表委員会の存在、および労働者の情報、協議、参画の権利 (Freedom of association, the existence of works councils and the information, consultation and participation rights of workers) 包括的な労働協約の適用率を含む団体交渉 (Collective bargaining, including rate of workers covered by collective agreements) ワークライフバランス (Work-life balance) 健康と安全 (Health and safety) 	
		<ul style="list-style-type: none"> すべての人への平等な待遇と機会の提供 (Equal treatment and opportunities for all) 	<ul style="list-style-type: none"> ジェンダー平等と同一労働同一賃金 (Gender equality and equal pay for work of equal value) 研修とスキル開発 (Training and skills development) 障がい者の雇用と社会参画 (Employment and inclusion of persons with disabilities) 職場での暴力や嫌がらせに対する対策 (Measures against violence and harassment in the workplace) 多様性 (Diversity)
		<ul style="list-style-type: none"> その他の労働関係の権利 (Other work-related rights) 	<ul style="list-style-type: none"> 児童労働 (Child labour) 強制労働 (Forced labour) 適切な住居 (Adequate housing) プライバシー (Privacy)
	ESRS S2 (バリューチェーン上の労働者)	<ul style="list-style-type: none"> 労働条件 (Working conditions) 	<ul style="list-style-type: none"> 安定した雇用 (Secure employment) 労働時間 (Working time) 適正な賃金 (Adequate wages) 社会的な対話 (Social dialogue) 労働者代表委員会の存在を含む結社の自由 (Freedom of association, including the existence of work councils) 団体交渉 (Collective bargaining) ワークライフバランス (Work-life balance)

	分類	項目	
		<ul style="list-style-type: none"> すべての人への平等な待遇と機会の提供 (Equal treatment and opportunities for all) 	<ul style="list-style-type: none"> e) 健康と安全 (Health and safety) ジェンダー平等と同一労働同一賃金 (Gender equality and equal pay for work of equal value) 研修とスキル開発 (Training and skills development) 障がい者の雇用と社会参画 (The employment and inclusion of persons with disabilities) 職場での暴力や嫌がらせに対する対策 (Measures against violence and harassment in the workplace) 多様性 (Diversity)
		<ul style="list-style-type: none"> その他の労働関係の権利 (Other work-related rights) 	<ul style="list-style-type: none"> 児童労働 (Child labour) 強制労働 (Forced labour) 適切な住居 (Adequate housing) 水と衛生 (Water and sanitation) プライバシー (Privacy)
	ESRS S3 (影響を受けるコミュニティ)	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティの経済的、社会的、文化的権利 (Communities' economic, social and cultural rights) 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な住居 (Adequate housing) 適切な食料 (Adequate food) 水と衛生 (Water and sanitation) 土地に関連する影響 (Land-related impacts) 安全に関連する影響 (Security-related impacts)
		<ul style="list-style-type: none"> コミュニティの市民的・政治的権利 (Communities' civil and political rights) 	<ul style="list-style-type: none"> 表現の自由 (Freedom of expression) 集会の自由 (Freedom of assembly) 人権擁護者に対する影響 (Impacts on human rights defenders)
		<ul style="list-style-type: none"> 先住民族の権利 (Rights of indigenous peoples) 	<ul style="list-style-type: none"> 自由で事前かつ十分な情報に基づく同意 (Free, prior and informed consent) 自己決定権 (Self-determination) 文化的権利 (Cultural rights)
	ESRS S4 (消費者及びエンドユーザー)	<ul style="list-style-type: none"> 消費者やエンドユーザーにとっての情報関連の影響 (Information-related impacts for consumers and/or end-users) 	<ul style="list-style-type: none"> プライバシー (Privacy) 表現の自由 (Freedom of expression) (質の高い)情報へのアクセス (Access to (quality) information)
		<ul style="list-style-type: none"> 消費者やエンドユーザーの個人的な安全 (Personal safety of consu) 	<ul style="list-style-type: none"> 健康と安全 (Health and safety)

	分類	項目	
		mers and/or endusers)	<ul style="list-style-type: none"> 人身の安全 (Security of a person) 児童の保護 (Protection of children)
		<ul style="list-style-type: none"> 消費者やエンドユーザーの社会的包摂 (Social inclusion of consumers and/or endusers) 	<ul style="list-style-type: none"> 差別のない取扱い (Non-discrimination) 製品やサービスへのアクセス (Access to products and services) 責任あるマーケティングの実践 (Responsible marketing practices)
ガバナンス	ESRS G1 (事業運営)	<ul style="list-style-type: none"> コーポレートカルチャー (Corporate culture) 内部告発者の保護 (Protection of whistleblowers) 動物福祉 (Animal welfare) 政治的関与とロビー活動 (Political engagement and lobbying activities) 支払い慣行を含むサプライヤーとの関係管理 (Management of relationships with suppliers including payment practices) 	
		<ul style="list-style-type: none"> 腐敗と賄賂 (Corruption and bribery) 	<ul style="list-style-type: none"> トレーニングを含む予防と検出 (Prevention and detection including training) インシデント (Incidents)

4. 実務上の留意点

(1) 人権デュー・ディリジェンスとの関係

ESRS 附属書 1 (Annex 1)⁶によれば、CSRD 及び ESRS は、企業に対して人権デュー・ディリジェンス等の実施を行為規制として課すものではないとされます⁷。しかしながら、ESRS1 (一般的な要件)において、国連ビジネスと人権に関する指導原則 (以下「指導原則」といいます。)や OECD 多国籍企業行動指針などの人権デュー・ディリジェンスに関する国際的な枠組みが定める人権デュー・ディリジェンスの結果を ESRS における重要性の判断の基礎とすることが求められ、人権デュー・ディリジェンスの取組みが ESRS に基づく開示においてどのように反映されているかを説明することが求められています⁸。また、附属書 2 (Annex 2)⁹において定義されている ESRS の重要性判断に用いられる基本的な概念は、指導原則などにおける概念が用いられているとともに、人権デュー・ディリジェンスの中核的な要素は、ESRS2 及び分野別の項目において直接的に反映されているとされています¹⁰。加えて、人権デュー・ディリジェンスにおいて重要な位置づ

⁶ https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:a17f44bd-2f9c-11ee-9e98-01aa75ed71a1.0008.02/DOC_2&format=PDF

⁷ 附属書 1 (Annex 1)「ESRS1 General Requirements, 4. Due diligence」

⁸ 附属書 1 (Annex 1)「ESRS1 General Requirements, 3.4 Impact materiality」「ESRS2 General Disclosures, 2. Governance, Disclosure Requirement GOV-4 Statement on due diligence」等

⁹ https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:a17f44bd-2f9c-11ee-9e98-01aa75ed71a1.0008.02/DOC_3&format=PDF

¹⁰ 附属書 1 (Annex 1)「ESRS1 General Requirements, 4. Due diligence」。また、附属書 1 (Annex 1)の分野別の項目である ESRS S の開示においては、開示者のポリシーが指導原則等に即していることを開示する際には、指導

けを占めるステークホルダーとのエンゲージメントについても、開示の重要性判断の中核的な要素として位置付けられるとともに、ステークホルダーの利害・見解が戦略・ビジネスモデルにどのように考慮されているかを開示することも求められています¹¹。また、人権デュー・ディリジェンスにおいては、腐敗防止の取り組みも求められるところ、ESRS G の開示においても、開示者が腐敗の防止に関する国際連合条約に即した腐敗防止のポリシーを定めていない場合には、かかるポリシーの制定の実施の有無、時間軸等の開示が求められるほか、汚職の検知の方法、関連するトレーニング、発生した汚職事案に関する情報等の開示も求められます¹²。

このように、CSRD 及び ESRS に基づく開示は、指導原則をはじめとする国際的な規範に準拠した人権デュー・ディリジェンスと密接に関連していると考えられ、企業が CSRD 及び ESRS に基づく開示を行う場合には、自社が行う人権デュー・ディリジェンスとの関係を考慮し、統合的な対応を行うことが肝要となります。

(2) 日本企業に求められる対応

日本企業の EU 子会社が当該法人自体として、あるいは、日本企業が EU 域外企業として CSRD の適用対象となる場合、ESRS により具体化されるサステナビリティ事項の開示を行わなければなりません。なお、EU 域外企業が CSRD の適用を受ける場合、サステナビリティ情報(グループレベル)の報告主体は、EU 域内の子会社又は支店となります。但し、EU 域外企業である親会社が、ESRS 又はこれと同等の基準に従って、グループレベルでサステナビリティ情報を報告しており、第三者保証を受けている場合、EU 域内の子会社又は支店は報告義務を免除されます(CSRD Article 1 (4))。

このため、日本企業としては、まず自社グループの欧州の子会社が適用対象となるか否か及び適用開始時期を確認することが必要となります。適用開始時期は、NFRD 適用会社の場合には最も早く 2024 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度から、EU 域外企業の場合には最も遅く 2028 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度からとされています。その上で適用対象となる場合には日本本社が主導して対応するか、あるいは欧州の子会社にて対応するかを検討し、報告態勢を整えることが必要となります。また、報告態勢の構築に際しては、上記(1)のとおり自社が行う人権デュー・ディリジェンスを念頭に置き、重要性判断等の ESRS 上の義務への対応方針を検討することを要するとともに、2024 年 6 月までに策定される EU 域外企業向けの開示基準の内容にも留意しなければなりません。

原則等が各種の国際的な人権規範、ILO 条約等に言及していることを考慮しなければならないとの指摘がなされるほか(Disclosure Requirement S3-1 – Policies related to affected communities 等)、負の影響の修復に関する開示において、指導原則等におけるグリーンバンスメカニズム等の内容に即することが求められる(Disclosure Requirement S3-3 – Processes to remediate negative impacts and channels for affected communities to raise concerns 等)など、指導原則等が求める人権デュー・ディリジェンスとの関連性がより明確に表れています。

¹¹ 附属書 1 (Annex 1)「ESRS1 General Requirements, 3.1 Stakeholders and their relevance to the materiality assessment process」「ESRS2 General Disclosures, 3. Strategy, Disclosure Requirement SBM-2 Interests and views of stakeholders」等

¹² 附属書 1 (Annex 1)「ESRS G1 Business Conduct, Disclosure Requirement G1-1– Business conduct policies and corporate culture」「ESRS G1 Business Conduct, Disclosure Requirement G1-3 – Prevention and detection of corruption and bribery」「ESRS G1 Business Conduct, Disclosure Requirement G1-4 – Incidents of corruption or bribery」等

Let's talk

SDGs や ESG に関する取り組みが世界的に広がっています。PwC 弁護士法人は、企業および社会が抱える ESG に関する重要な課題を解決し、持続的な成長・発展につなげるサステナビリティ経営の実現を目指すためのさまざまなアジェンダについて、PwC Japan グループやグローバルネットワークと密接に連携しながら、特に法的な観点から戦略的な助言を提供するとともに、その実行や事後対応をサポートします。

PwC 弁護士法人の主な支援業務は、①ビジネスと人権への取り組みに関する法的支援、②サステナビリティ経営を実現するためのビジネスモデルの再構築、③サステナビリティ経営のためのコンプライアンス体制の設計・運用、④サステナブルファイナンスに関する法的支援、⑤その他 ESG 関連の法的助言/争訟の支援ですが、これらに限らず、企業や社会のニーズに応じた効果的・効率的な法務サービスを提供します。

PwC Japan グループは、サステナビリティに関連した戦略から新規ビジネス創出、オペレーション、トランスフォーメーション、リスク対応、開示・エンゲージメントといった幅広い経営アジェンダを包括的に支援しています (<https://www.pwc.com/jp/ja/services/assurance/sustainability.html>)。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人 第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話：03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国に約 4,000 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応じていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業のみならず提供します。

ESG/サステナビリティ関連法務チーム

パートナー	パートナー	弁護士
弁護士・公認会計士	弁護士・ニューヨーク州弁護士	日比 慎
北村 導人	山田 裕貴	makoto.hibi@pwc.com
michito.kitamura@pwc.com	hiroki.yamada@pwc.com	
弁護士	弁護士	弁護士
小林 裕輔	蓮輪 真紀子	福井 悠
yusuke.y.kobayashi@pwc.com	makiko.hasuwa@pwc.com	yu.fukui@pwc.com
弁護士	弁護士	
久保田 有紀	阪本 凌	
yuki.y.kubota@pwc.com	ryo.r.sakamoto@pwc.com	

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2024 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.